

障第901号
令和元年11月20日

指定就労移行支援事業所運営法人代表者様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

就労移行支援事業の適正な実施について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。
就労移行支援の利用者の就職状況の把握、一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用及び就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出については、令和2年2月1日以降、下記のとおりとなりますのでご承知いただきますようお願いいたします。

記

(就労移行支援の利用者の就職状況の把握について)

- ・市町村が支給決定を行った利用者が就職した場合、支給決定権者である市町村に適時に報告すること。
- ・重要事項説明書の退所理由に就職する場合を明記するなど、利用開始時に利用者への説明を徹底すること。

(一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について)

- ・利用者が就労移行支援の利用を経て就労した後は、引き続き当該就労移行支援を利用し就労移行支援サービス費を算定することはできないため留意すること（施設外支援の対象となるトライアル雇用の期間を除く）。
- ・ただし、市町村が必要と認め、新たに支給決定を行う場合は就職した後も新たに就労移行支援を利用することが可能であるため、支給決定権者である市町村へ相談すること。

(就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について)

- ・就労移行支援の基本報酬の算定区分に関する届出書等の提出する際には、添付資料として雇用契約書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しなど、就職日や雇用の継続を確認できる書類を提出すること。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	山中
電話	058-272-1111 内 2615		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		